

日本遺産フォローアップ委員会の運営について

令和 2 年 1 1 月 1 7 日
日本遺産フォローアップ委員会決定

日本遺産フォローアップ委員会の設置について（平成 29 年 10 月 11 日文化庁長官決定）4.（3）の規定に基づき、日本遺産フォローアップ委員会（以下「委員会」と言う。）の運営に必要な事項について、次のように定める。

1. 委員会関連情報の開示・公開等

- （1）委員会は、原則として非公開とし、委員会で配布された資料は公表する。ただし、委員長が特に必要と認める時は、配布資料の全部又は一部を公表しないものとするができる。
- （2）委員の氏名については、審議結果の公表後に公表することとする。

2. 委員会の実施方法

- （1）委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- （2）委員会の議決は、出席委員の全会一致により決する。
- （3）委員会は、必要に応じ、関係者からの意見等を聴くことができるものとする。
- （4）委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合には、委員長は職権をもって委員を退席させることができる。

3. 委員の順守事項

- （1）委員は、審議の過程において知り得た情報について外部に漏らしてはならない。
- （2）委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

4. その他

その他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。